

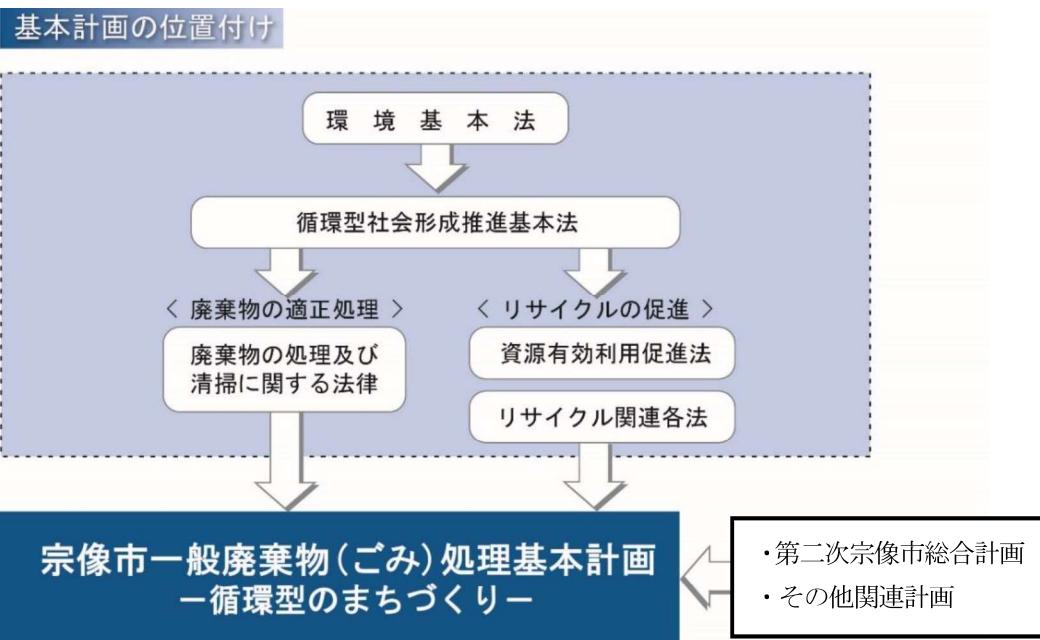
第1章 宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標

第1節 宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定の位置付け・期間

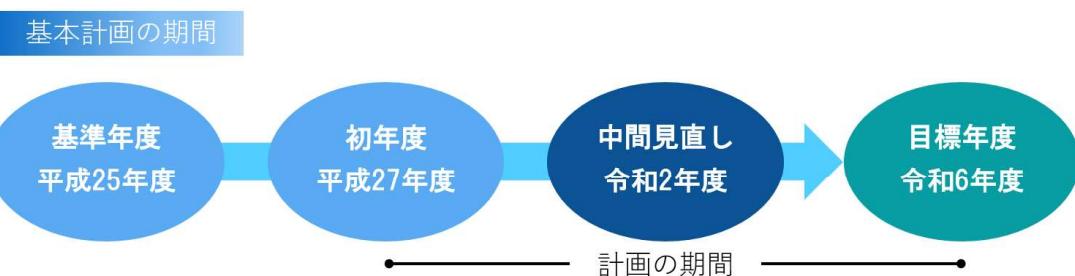
本市では、玄界環境組合宗像清掃工場（ガス化溶融施設及びリサイクル施設）の建設（平成15年6月竣工）を受けて、平成18年3月に「宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「基本計画」と称する）」を策定し、ごみの減量化・再資源化及び適正な処理・処分に努めてきました。

単独で処理・処分を行っていました大島地区のごみについては、平成17年度には分別収集ごみの本土での処理を開始し、平成21年度からは陶磁器類のみを最終処分する以外は全て本土での処理・処分を行っています。

本基本計画は、循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などを踏まえ、「第二次宗像市総合計画」などと整合を図りつつ、長期的な視野に立って、「循環型社会の確立」に向けたシステムの構築をより確実にするため、より実効性のある計画として策定するものです。



基本計画では、基準年度を平成25年度、初年度を平成27年度とし、計画目標年度を10年後の令和6年度に設定し、おおむね5年ごとに、または諸条件に大きな変動のあった場合においては見直しを行うものとしていましたので、今回、第二次宗像市総合計画後期基本計画との整合性を図り、基本計画の見直しを行うものです。



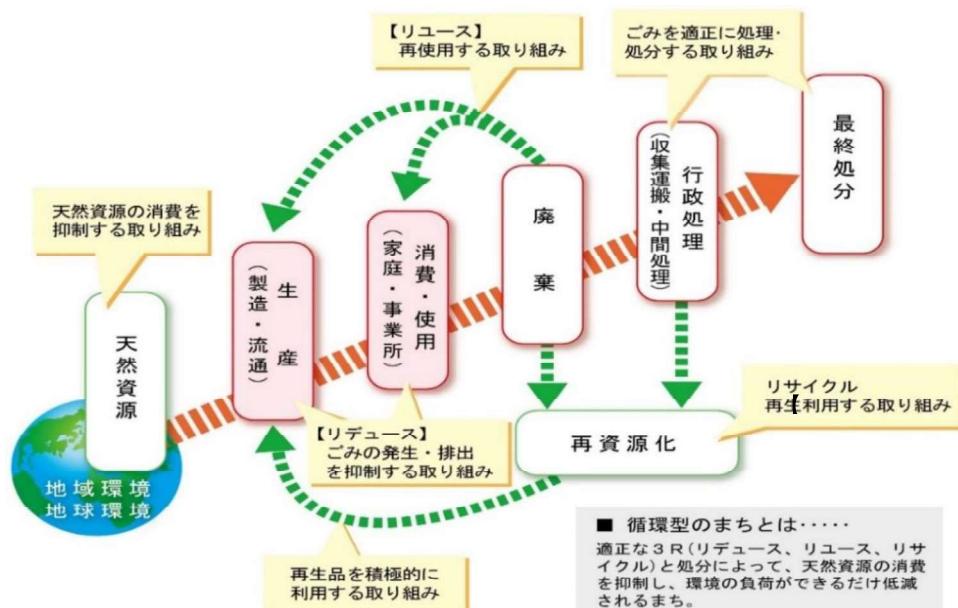
第2節 基本計画の目標

1. 基本理念

千数百年の豊かな文化と自然を有する宗像の地は、そこに生きた人々があたりまえのこととしてこれらを次世代へ引き継いできました。この固有の文化と自然をさりげなく責任をもって次世代へ継承するのが宗像人らしさであり、この地で今を生きる私たちも決して例外とはならず、そのための行動が求められています。この文化のひとつに、日本には古来よりものを大切にし、豊かな心を育んできた「もったいない」という生活に根ざした言葉があり、その精神はまさに循環型社会の実現にはなくてはならないものです。

■基本理念

「さりげなく、宗像人らしさを意識して」
—循環型のまちづくり—



■ S D G s^{※1}との関連性

本市の有する全ての資産を活用しながら、持続可能な循環共生社会を形成する目標は基本計画の基本理念と一致します



基本計画の推進がS D G sの目標達成に繋がります

※1 「S D G s」・・・2015年に国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。

2. 基本方針

本計画の基本理念を実現するため、4つの基本方針に基づいた施策に取り組みます。

■基本方針

1 ごみ減量と資源化の推進

- 市民の適量購入・適量消費・最少廃棄、事業者の適量生産・最少廃棄といった一連の経済活動の中での取り組み、すなわち、リデュース（発生抑制）の仕組みをもった社会の構築を最優先とし、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを推進します。
- ごみ減量の具体的な目標を定め、市民、事業者、行政がそれぞれ担う役割を示して、目標達成へ向けた取り組みを推進します。

2 ごみ処理制度の充実・整備

- 家庭系ごみのより効率的な収集運搬による経費削減に努め、市民サービスの向上を図ります。
- 事業系ごみについては、自己処理責任に基づく適正処理のあり方を啓発、周知します。
- 市民・事業者が取り組みやすいごみ減量・リサイクルシステムの構築を目指します。

3 継続した適正処理の確保

- ごみ処理の継続した適正処理と環境負荷の低減を図るため、処理施設の適正かつ効率的な運営と配置や焼却残渣などの再資源化による循環型ごみ処理システムを継続します。
- 災害時に発生するごみなどの多様化するごみ処理に対応するため、周辺自治体との連携を強化します。

(注) 大規模災害時に発生するごみ処理は宗像市災害廃棄物処理計画に準拠

4 環境美化対策の推進

- 不法投棄の防止と清潔で快適なまちづくりのため、ごみを捨てさせない環境づくりを市民と協働で推進します。

4. ごみ減量の数値目標

○このまま現行の取り組みを進めた場合

ごみや資源の総排出量は、今後、人口減少などに伴い若干減少すると予測されます。令和元年度までの取り組みをそのまま継続した場合、令和6年度には平成25年度に対し5%程度減少すると考えられます。また、この際のリサイクル率は25%程度です。

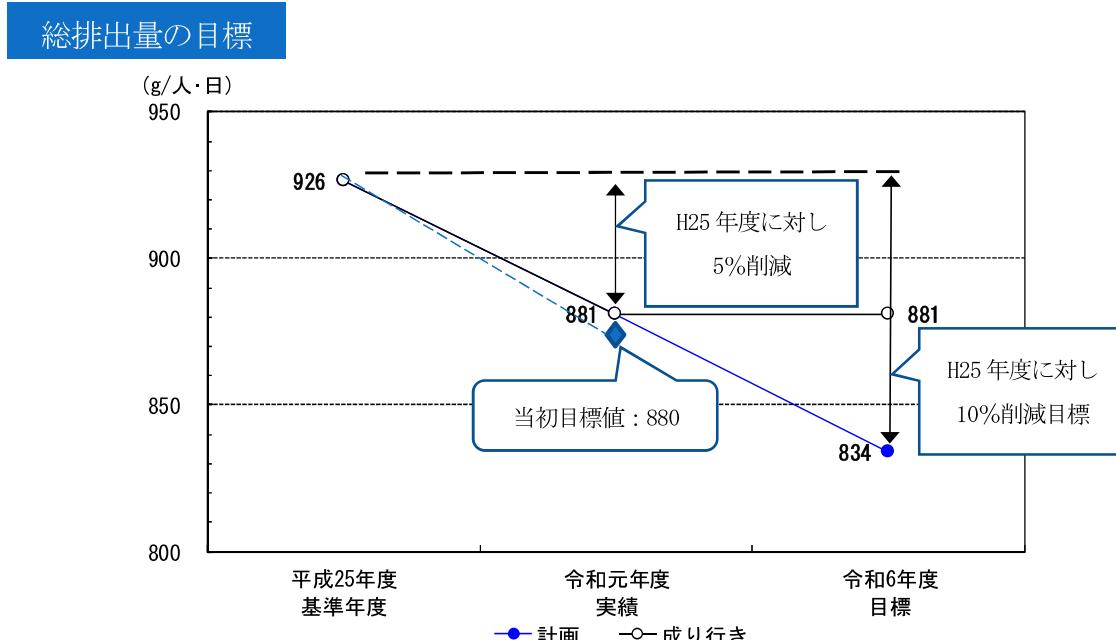
このままの取り組みではごみ減量とリサイクル率の引き上げが見込められず、循環型社会の構築の実現を目指すためにも、さらなる取り組みを展開します。

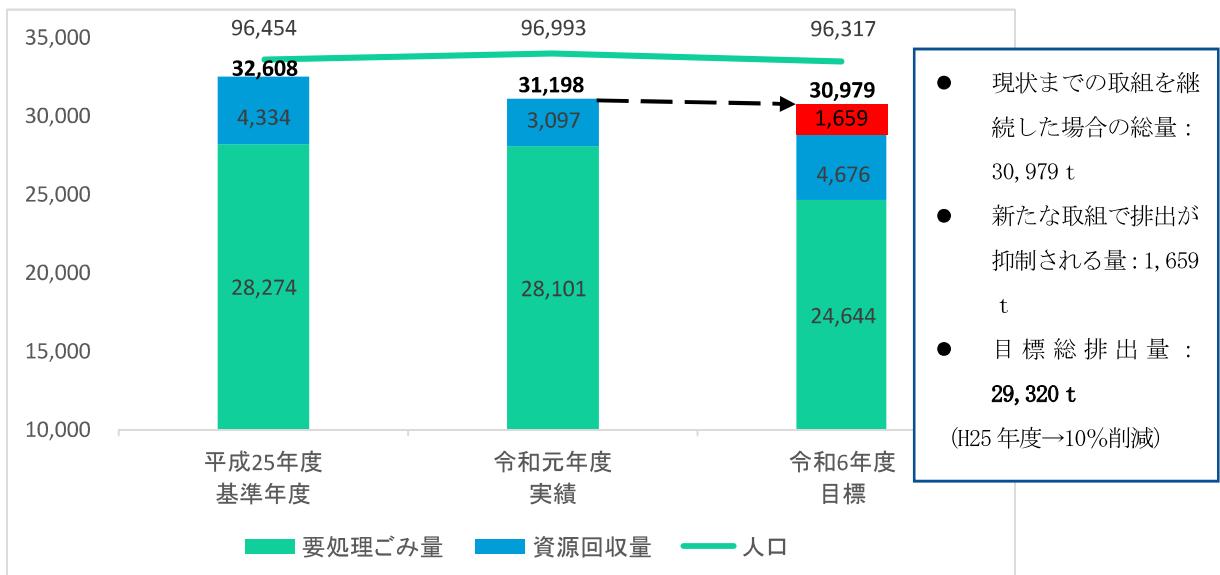
注) 人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を参考としています。

詳細については、資料編（資-9）を参照してください。

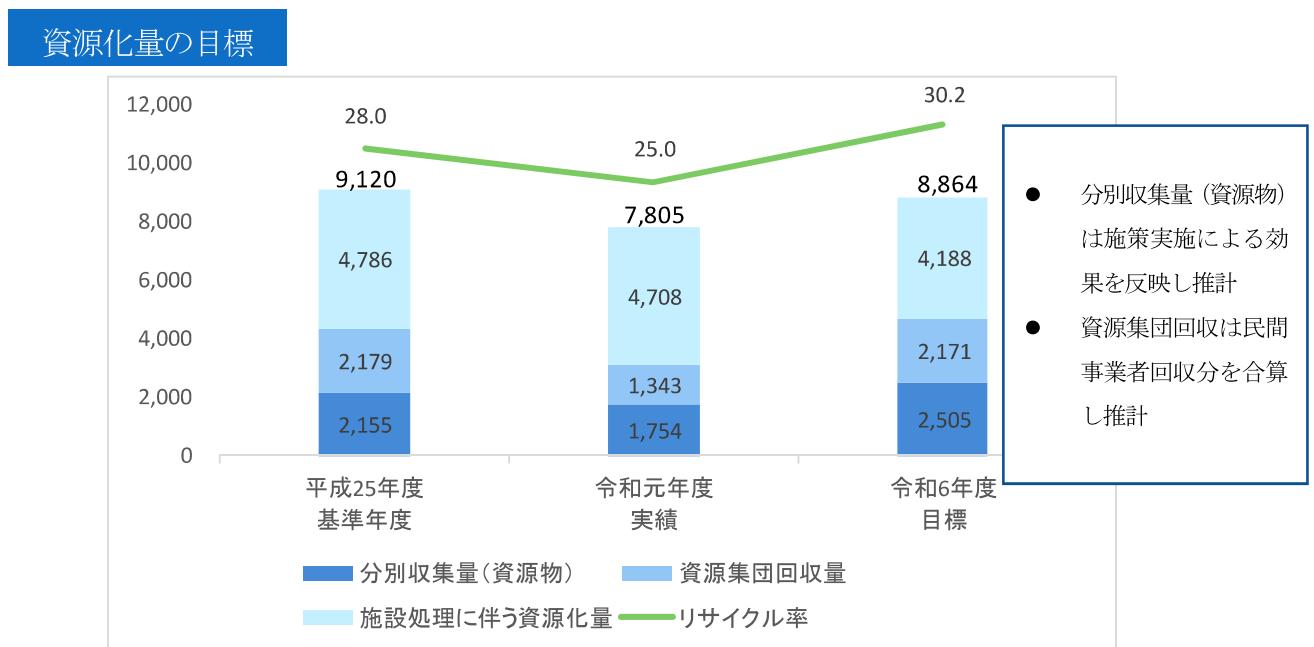
○目標年度（令和6年度）における数値目標

- ・ 総排出量：一人1日あたりの総排出量は、平成25年度の実績値の926gから約10%抑制して834gを目指します。
その結果、総排出量は、平成25年度の実績値の32,608tから令和6年度目標値29,320tへの抑制を図ります。
- ・ 資源回収量：施設処理に伴う資源化量を除く一人1日あたりの資源回収量は、平成25年度実績値の123gから約8%増量して133gを目指します。
その結果、資源回収量は、平成25年度の実績値の4,334tから令和6年度目標値4,676tへ増量を目指し、リサイクル率は平成25年度実績値28.0%から30.2%への引き上げを図ります。
- ・ 要処理ごみ量：一人1日あたりの要処理ごみ量は、平成25年度実績値の803gから約13%削減して701gを目指します。
その結果、要処理ごみ量は、平成25年度実績値28,274tから令和6年度目標値24,644tへの減量を図ります。





【図2】総排出量の削減目標（t、人）



【図3】資源化量、リサイクル率の引き上げ目標（t、%）

- ・総排出量=資源回収量+要処理ごみ量
- ・資源回収量=分別収集量(資源物)+資源集団回収量
- ・要処理ごみ量=家庭系ごみ+事業系ごみ+自己搬入ごみ
- ・資源化量=分別収集量(資源物)+資源集団回収量+施設処理に伴う資源化量^{※2}
- ・リサイクル率(%)=資源化量/総排出量

※2 「施設処理に伴う資源化量」・・・清掃工場で焼却溶融処理後に発生する残渣（スラグ、メタル、溶融飛灰）のこと。

注）令和元年度までの実績の推移については、資料編（資-1～8）を参照してください。

5. 各主体の役割と協働の推進

リデュース（発生抑制）の仕組みをもった社会への移行やリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進は、市民一人ひとりの意識と行動に負う部分が大きいことから、市民向け啓発活動が重要となります。また、循環型社会を確立するごみ処理システムの構築は、行政のみの取り組みで実現できるものではありません。

そこで、市民、事業者、行政の各主体が役割分担のもと、相互理解と信頼関係に基づくパートナーシップを形成し、ごみ問題解決のための環境啓発や協働事業を進めていきます。

